

菅島採石場緑化協定書の一部を変更する協定書

鳥羽市（以下、「甲」という）と菅島町内会（以下、「乙」という）と鶴田石材株式会社（以下、「丙」という）との間で平成26年7月1日に締結（同月11日に土石（かんらん岩）売買契約書が議決されたことにより効力発生）した菅島採石場緑化協定書の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

第1条 第5条第1項を、次のように変更する。

（変更後）第5条 各地区における法面整形工については、つぎのとおりとする。

- （1）大山地区 GL 20m 平均勾配 45° GL 80m以下
尚、盤下げ工事区域に移動させたズリ等を再度掘り起こす場合は
GL 10mを遵守するものとする。
- （2）東山地区 GL 10m 平均勾配 27° GL 80m以上
平均勾配 45° GL 80m以下
- （3）地区共通 高さ10m毎に5mの小段を整形し、50cm以上の客土を行う。

第2条 第6条に次の2項を加える。

- 4 甲は、菅島採石場緑化監視委員会（仮称）（以下「委員会」という）を置く。
- 5 第4項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別途定める。

本協定の締結の証として、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年10月12日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県鳥羽市菅島町3番地
菅島町内会長 木下 吉久

丙 愛知県名古屋市熱田区森後町3番24号
鶴田石材株式会社
取締役社長 鶴田 欣也